

コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

(目的)

第1条 本ガイドラインは、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを定め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、もって株主、投資家をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等当社に係る全てのステークホルダーの利益に資することを目的とする。

(本ガイドラインの位置付け)

第2条 本ガイドラインは、法令及び定款に次ぐ規程であり、社内の他の規程に優先して適用される。

(コーポレート・ガバナンスに関する考え方)

第3条 当社は、以下に掲げる考え方に則り、当社のコーポレート・ガバナンスの実質的な充実、強化を図る。

- ①当社は、取締役会の業務執行に対する監督機能を重視し、業務執行の決定は大幅に業務執行者に委任することを指向していることから、指名委員会等設置会社の機関設計を採用する。当社における取締役会のミッションは、「執行に対する監視・監督」及び「会社の基本戦略の決定」とする。
- ②取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、会社の基本戦略を決定するにふさわしい構成とする。
- ③取締役会は、取締役会として監視・監督機能を適切に発揮できるよう社外取締役の比率を過半数とするとともに、取締役の専門性に配慮した構成とする。
- ④取締役会は、当社における迅速かつ果断な意思決定を可能にするため、執行役が、自らの責任、権限において、経営環境の変化に対応した意思決定、業務執行を行うことができるよう、適切な範囲の業務執行の決定権限を執行役に委任する。
- ⑤当社は、指名委員会を中心に、経営トップの適格性の基準の明確化と具体的な候補者の適格性を適切に判断できる仕組みを構築する。
- ⑥当社の取締役及び執行役は、法令、金融商品取引所規則及び東芝グループ行動基準を遵守するとともに、その職責を十分に理解しなければならない。とりわけ、上場企業における適切な財務報告及び情報開示の重要性を自覚するとともに、コンプライアンス重視の姿勢を堅持し、日々の職務の執行に当たるものとする。
- ⑦当期利益至上主義に陥ることなく、実力に即した実行可能で合理的な予算及び計画を策定する観点から、適切な中期経営計画・予算策定プロセス及び業績管理の体制を構築する。

第2章 経営理念及び経営方針

(経営理念)

第4条 当社グループの経営理念は、次のとおりとする。

東芝グループは、人間尊重を基本として、豊かな価値を創造し、世界の人々の生活・文化に貢献する企業集団をめざします。

1. 人を大切にします。

東芝グループは、健全な事業活動をつうじて、顧客、株主、従業員をはじめ、すべての人々を大切にします。

2. 豊かな価値を創造します。

東芝グループは、エレクトロニクスとエネルギーの分野を中心に技術革新をすすめ、豊かな価値を創造します。

3. 社会に貢献します。

東芝グループは、より良い地球環境の実現につとめ、良き企業市民として、社会の発展に貢献します。

(経営方針)

第5条 当社は、事業遂行のための経営方針及び中期経営計画を策定し、原則年に1度経営方針説明会を開催し、ステークホルダーに説明する。

(行動基準)

第6条 取締役会は、「東芝グループ行動基準」の策定・改定の責務を担い、同基準が国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるよう努める。

第3章 ステークホルダー

(ステークホルダー)

第7条 当社は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、当社の株主、投資家をはじめ、当社グループの従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等のさまざまなステークホルダーとの長期的な信頼関係の維持・向上に努める。

(株主の権利保護)

第8条 当社は、株主の持ち分に応じ株主を平等に扱う。

2. 当社は、株主が適切に議決権行使をできるように、株主総会招集通知、株主総会参考書類等を早期に発送するとともに、発送に先立って当社ウェブサイト等で開示するように努める。

3. 当社は、株主総会招集通知等の英訳を行うなど、株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を、的確に提供するように努める。
4. 当社は、株主総会に関し、株主の出席の利便性等に配慮して開催日時、場所を決定する。
5. 当社は、株主総会における議決権行使の結果を分析し、その結果を踏まえ、株主との対話その他の対応を検討する。

(政策保有株式に関する方針)

- 第9条 当社は、取引関係・協業関係の構築・維持強化に繋がり、かつ当社の企業価値の向上に資すると判断する場合に限り、政策保有株式を保有する。
2. 当社は、保有する主要な政策保有株式に関しては、毎年、取締役会において、中長期的な経済合理性や将来見通しを検証し、上記保有方針に則して定期的に保有の継続、処分の判断を実施する。
 3. 当社の保有する政策保有株式に係る議決権については、企業価値の向上の観点から、株式保有先企業の議案の合理性を総合的に判断し行使する。

(関連当事者取引等)

- 第10条 当社は、取締役会規則に基づき、取締役、執行役の競業取引及び利益相反取引について、取締役会での承認及び当該取引後の重要な事実の報告を求めるとともに、法令等に従い適時適切に開示する。
2. 当社は、事業年度毎に各取締役、執行役に対して開示の対象となる取引の有無の確認を行う。
 3. 当社は、主要株主等との取引を行う場合は、重要性が乏しい取引又は定型的な取引でない限り、取締役会にてその必要性和妥当性を判断し、株主共同の利益を害することを防止する。

(株主等との建設的な対話)

- 第11条 当社は、株主、投資家に経営計画・戦略及び業績等について定期的・継続的な情報開示を行うことを通じて、中長期的な企業価値の向上に資するよう建設的な対話を行う。
2. 当社は、株主、投資家との建設的な対話を促進するため以下の方針を定める。
 - ①株主、投資家との対話については、執行役社長が統括し、広報・IR部長を中心として実施する。
 - ②株主、投資家との対話については、財務管理部、主計部、法務部、経営企画部等が各部門と連携の上、対話者をサポートする。
 - ③個別面談以外に、株主総会における説明を充実させるほか、経営方針説明会、決算説明会、主要事業部門ごとの説明会等を実施する。
 - ④当社は、任意の開示も含めて積極的な情報開示に努め、各種開示資料の充実を図り、その内容を当社ウェブサイトに掲載し、また、定期的に株主通信を発行することにより、公平な開示に努める。
 - ⑤株主、投資家との対話により把握された意見等は、週次・月次報告等として執行役社長をはじめとする主要関係役員と共有し、社外取締役にも報告する。
 - ⑥インサイダー情報に触れる可能性のある者は、インサイダー情報の管理に関する教育を受講し、社内規程の定めるところに従いインサイダー情報を適切に管理する。また、当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために、決算発表日の2週間前からサイレント期間(決算に関する問い合わせへの情報開示制限期間)を設ける。

(CSR)

第 12 条 さまざまなステークホルダーの期待に応え、グローバル・スタンダードに即した CSR 経営の実践を図るため、担当部署を定め、CSR 活動を推進する。

第 4 章 情報開示

(情報開示)

第 13 条 当社は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに金融商品取引所が定める規則等に基づく開示を適時・適切に行う。また、これ以外の任意開示についても十分に配慮し、株主、投資家等との長期的な信頼関係の維持・向上に努める。

第 5 章 取締役会等

(取締役会)

第 14 条 取締役会の主なミッションは、以下のとおりとする。

- ①経営の基本方針等の会社の基本戦略の決定
- ②執行役の職務執行の監督
- ③取締役の職務執行の監督

2. 取締役会の実質的かつ充実した審議を可能とするため、取締役の員数は、11 名程度とする。また、執行に対する監視・監督機能の実効性を担保するため、このうち社外取締役の比率を過半数とする。
3. 取締役の専門性に配慮した取締役会構成を確保するため、経営者、会計専門家、法律専門家、その他有識者を社外取締役に選任し、取締役会を多様化する。
4. 取締役会議長は原則として社外取締役とする。
5. 取締役会は、中期経営計画・予算に係る議論を行う際は、事業ポートフォリオのあり方、予算の実現可能性等、本質に関する議論を行う。また、執行役が検討したグループ戦略、中期経営計画・予算会議の結果を十分な時間をかけて討議するとともに、進捗状況等のモニタリングを行う。
6. 取締役会は、取締役会の運営に関し、社外取締役による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換ができるよう、以下の対応を行う。
 - ①議題、審議時間及び開催頻度を適切に設定する。
 - ②取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにするほか、取締役会の資料以外にも、必要に応じ、当社から取締役に対して十分な情報が提供されるようにする。
 - ③年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について予め決定しておく。
7. 取締役会は、業務の適正を確保するための体制整備の観点から、執行役に前広に業務状況を報告させる。
8. 社外取締役間の情報交換の活性化と、社外取締役の当社の事業等に対する理解の更なる向上を図るため、社外取締役のみで構成するエグゼクティブセッション（取締役評議会）を設置する。
9. 取締役会の事務局は法務部を主管とし、経営企画部を従管とする。

(取締役会から執行役への委任事項)

第 15 条 当社は、原則として法令、定款又は本ガイドラインにより取締役会決議事項と定められた事項、コーポレート・ガバナンスに関わる重要な事項、各委員会の権限に関わる事項、その他取締役会が定める重要事項を除き、全ての業務執行の決定権限を執行役へ委任する。

(指名委員会)

第 16 条 指名委員会は、株主総会に上程する取締役選任議案の内容を含む法令に定められた事項を決定するほか、以下の事項を決定する。

- ①取締役指名基準
- ②社外取締役の独立性基準
- ③執行役社長の選定・解職議案の策定
- ④指名・監査・報酬各委員会委員の選定・解職議案の策定
- ⑤執行役社長の後継者計画（サクセッションプラン）の策定
- ⑥執行役の選任基準及び代表執行役の選定基準

2. 指名委員会は、原則として5名程度の独立社外取締役により構成する。

3. 指名委員会の委員長は指名委員会を代表して、執行役に指名委員会への出席を求めることができる。

4. 指名委員会は、執行役、代表執行役の候補者全員との定期的な面談を実施する権限を有するとともに、上級管理職による執行役社長評価（信任投票）を実施する。

(監査委員会)

第 17 条 監査委員会は、法令に定められた個別の事項のほか、会計監査、適法性監査、妥当性監査を行うとともに、内部統制システムが適切に構築、運営されているかを監査することをその役割とする。

2. 監査委員会は、原則として5名程度の独立社外取締役で構成する。

3. 監査委員は、財務・経理に関する監査実務に知見を有する者を含み、財務・法律・経営について高い専門性を有する社外取締役を含めて構成する。

4. 監査委員会の直轄組織として、監査委員会室及び内部監査部を置き、監査委員会室長及び内部監査部長にそれぞれ担当執行役を配置する。

5. 監査委員会は、会計監査人の監査の方法及びその結果の相当性を判断する。

6. 監査委員会は、情報徴収・調査権限を有する。

7. 監査委員会は、会計監査人と定期的に会合をもち、必要に応じて監査委員会への出席を求め、会計監査人の監査の参考となる情報等を会計監査人と共有する。

8. 監査委員は、執行役等から会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の報告を受けた場合、監査委員会に即時に報告する。監査委員会は協議の上、必要な調査を実施する。

9. 監査委員会は、監査委員会室長及び監査委員会室の所属従業員並びに内部監査部長の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有することとし、監査委員会室及び内部監査部の独立性を担保する。

10. 監査委員会室は、監査委員会の指示に基づき、独立性のある外部専門家（弁護士、公認会計士）を利用しながら、当社の事業全般について報告徴収及び調査を行う。

11. 執行側に加え、監査委員会にも、内部通報窓口を設置する。

12. 監査委員は、執行側の内部通報窓口に通報された全ての内部通報にアクセスできる権限を有する。

(内部監査部)

第 18 条 内部監査部は監査委員会の直轄組織として監査委員会の管理・監督の下で、会計監査及び業務監査（適法性監査・内部統制監査・妥当性監査）を行う。

2. 内部監査部は、内部監査の実施にあたり、全ての情報を閲覧する権限を有し、被監査部門は、これに協力しなければならない。
3. 内部監査部は、監査委員会及び会計監査人と連携し、相互に情報を共有する。
4. 内部監査部は、内部監査を実施するにあたり、監査知識に精通した十分な人員を配置するとともに必要に応じて外部専門家を活用する。

(会計監査人による適正な監査の確保等)

第 19 条 会計監査人は、開示情報の信頼性を担保する役割の重要性を十分に認識し、株主、投資家等に対する責務を果たすため、以下の事項を確保・遵守して、計算関係書類、財務諸表等の監査その他の職務に当たる。

- ①会計監査人は、監査委員会、監査委員会室及び内部監査部と連携し、適正な監査を行うことができる体制を確保する。
 - ②会計監査人は、独立性と専門性を確保する
 - ③会計監査人は、会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守する。
2. 当社は、会計監査人による適正な監査を確保するため、次の対応を行う。
- ①高品質な監査が可能となるよう、十分な監査時間を確保する。
 - ②会計監査人からの要請に応じ、取締役及び執行役との面談等を設定する。
 - ③会計監査人と監査委員会、監査委員会室及び内部監査部との連携を確保する。
 - ④会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備、問題点を指摘した場合には、監査委員会が中心となり適切に対応する。
3. 前項に定めるほか、監査委員会は、会計監査人による適正な監査を確保するため、次の対応を行う。
- ①会計監査人候補者を適切に選定し会計監査人を適切に評価するための基準を策定する。
 - ②会計監査人が、求められる独立性と専門性を有しているか否かについて確認する。
4. 当社は、監査に必要な情報が、取締役、執行役等から適切に監査委員会及び会計監査人に共有される体制を構築する。

(報酬委員会)

第 20 条 報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を含む法令に定められた事項の他、以下の事項を決定する。

- ①取締役報酬基準
 - ②執行役報酬基準
2. 業績と連動する報酬については、合理的かつ実現可能な中長期的な業績向上と企業価値増大の動機付けをするため、報酬全体に占める適切な割合を設定する。
3. 報酬委員会は、原則として 5 名程度の独立社外取締役で構成する。

(取締役会評価)

第 21 条 取締役会は、年に一度、取締役会全体の実効性について評価を行い、その結果の概要を開示するとともに、必要に応じて取締役会の運営等の見直しを行う。

(社外取締役の支援体制)

第 22 条 監査委員会室は、社外取締役の報告徴収・調査機能を強化する観点から、社外取締役に対する情報提供を行う等、社外取締役の職務執行の支援を行う。

2. 監査委員会室は、前項の支援を行うに当たり、必要に応じて、独立性のある外部専門家（弁護士、公認会計士）を利用することができる。

(取締役及び執行役に対するトレーニングの方針)

第 23 条 当社は、取締役（社外取締役を除く）又は執行役に対しては、就任時に取締役又は執行役としての義務・責任等の説明を実施するとともに、コンプライアンス意識の向上、上場企業における適正な財務報告の重要性、及び適切な会計処理に向けた意識を涵養かつ向上させるため、研修及び指導監督を継続的に実施し、人材育成に努める。

2. 社外取締役に対しては、就任時及び就任以降も、経営を監督する上で必要となる当社グループ事業に関する情報や知識を提供するために、各部門から事業内容等を説明する機会や主要事業所等を視察する機会を設けるとともに、取締役として職務遂行上必要となる法令、会計等の知識を習得する機会を提供する。

(執行役)

第 24 条 執行役は、取締役会が定めた職務分掌と権限に基づき、自らの責任において、経営環境の変化に対応した意思決定、業務執行を行う。

2. 執行役（執行役社長を除く）の選解任及び役付については、執行役社長を委員長とする執行役人事委員会において議案を策定し、取締役会で決定する。
3. 執行役の役付呼称は、執行役社長、執行役副社長、執行役専務、執行役上席常務、執行役常務とする。
4. 執行役社長、執行役副社長を代表執行役とするが、これ以外にも必要に応じ代表執行役を置くことができる。
5. 執行役社長は、執行部の最高責任者として意思決定、業務執行にあたる。

(内部通報)

第 25 条 当社は、従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、社内外に内部通報窓口を設置するとともに、内部通報窓口の運営規程にて通報者の匿名性の徹底と不利益取扱いの禁止を明記し、その旨の周知徹底を図る。

2. 社内の内部通報窓口は、執行側に加え監査委員会にも設置する。
3. 取締役会及び監査委員会は、定期的に通報窓口の運用状況について報告を求め、監督する。

(意識改革研修・会計コンプライアンス教育の実施)

第 26 条 当社は、執行役及び各カンパニー幹部を対象とした意識改革研修を実施し、従業員に対し、会計コンプライアンスについての実効性を高めるため、役職・業務内容に応じた階層別、

職能別教育を継続的に実施する。

第6章 その他

(改正等)

第27条 本ガイドラインの制定・改廃は、取締役会の決議による。ただし、本ガイドライン内容の実質的な変更を伴わない修正は、執行役社長の決定で行うことができる。

2. 取締役会は、少なくとも年に一度、本ガイドラインの見直しを検討する。

3. 本ガイドラインに、取締役指名基準、執行役選任基準、社外取締役の独立性基準を添付する。

以 上

【別添】

<取締役指名基準>

取締役の選任に関する議案の内容の決定に当たっては、次の基準を満たし、かつ執行に関する監視・監督及び経営戦略の方向性の決定の職責を適切に果たすことが出来る者を選定するものとする。

- ①人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- ②遵法精神に富んでいること
- ③業務遂行上健康面で支障の無いこと
- ④経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- ⑤当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
- ⑥社外取締役にあっては、法律、会計、企業経営などの各分野における専門性、識見および実績を有していること

<執行役選任基準>

執行役の選任に関する基準は次のとおりとする。

- ①人望、品格に優れ、高い倫理観を有し、リーダーシップに優れていること
- ②遵法精神に富んでいること
- ③業務遂行上、健康面で支障の無いこと
- ④経営に関し客観的判断能力を有し、先見性、洞察力に優れていること
- ⑤業務執行に優れ、継続的に高い業績、成果を上げた実績を持つこと
- ⑥当社事業領域に関して豊かな業務経験、専門知識を有し、経営に貢献できること
- ⑦当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと

(注) 上記の執行役選任基準は、取締役会において決議したものであり、現在、指名委員会において、当社のコーポレート・ガバナンス改革の一環として、新たな執行役選任基準を検討中です。

<社外取締役の独立性基準>

指名委員会は、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各号のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断する。

- ①当該社外取締役が、現在又は過去 3 年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社の議決権を、現在、当社が 10%以上保有している場合。
- ②当該社外取締役が、現在又は過去 3 年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社が、現在、当社の議決権の 10%以上を保有している場合。
- ③当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社と当社との取引金額が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、当該他社又は当社の連結売上高の2%を超える場合。
- ④当該社外取締役が、現在又は過去 3 年間において、現在、当社が当社の総資産の 2%以上の資金を借り入れている金融機関の業務執行取締役、執行役又は使用人であった場合。
- ⑤当該社外取締役が、過去 3 事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税

務の専門家又はコンサルタントとして、当社から役員報酬以外に 1,000 万円を超える報酬を受けている場合。また、当該社外取締役が所属する団体が、過去 3 事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家又はコンサルタントとして、当社からその団体の年間収入の 2%を超える報酬を受けている場合。

- ⑥当該社外取締役が、現在若しくは過去 3 年間に於いて業務を執行する役員若しくは使用人として在籍していた法人、又は本人に対する当社からの寄付金が、過去 3 事業年度のうちのいずれかの事業年度において、1,000 万円を超える場合。
- ⑦当該社外取締役が、現在又は過去 3 年間に於いて、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社の社外役員に、現在、当社の業務執行役員経験者がいる場合。
- ⑧当該社外取締役が、現在又は過去 5 事業年度における当社の会計監査人において、現在又は過去 3 年間に代表社員、社員又は使用人であった場合。

以上